

しごうこども園

令和6年度



※掲載内容は令和5年8月時点のものです。今後変更となる可能性があります。

保育所・幼稚園の特長を活かしながら、地域の自然の中で多くの人々との関わりを大切に、小学校入学前の子どもの教育・保育を行います。



○所在地

〒516-0022
伊勢市一宇田町891番地1

○電話

0596-25-6160

○FAX

0596-25-6160



しごうこども園の概要

しごうこども園は、保育所と幼稚園の機能を併せもった認定こども園です。

従来の幼稚園にあたる教育標準時間認定（1号）のお子さんの幼児教育と、従来の保育所にあたる保育認定（2号・3号）のお子さんの保育を一体的に行っております。満3歳～5歳児は、認定の区分に関係なく、共通の時間を同じ部屋で一緒にすごします。

恵まれた自然環境の中で地域とのつながりを活かしながら、次のような保育目標をもって教育・保育を行います。

○保育目標 心豊かですこやかにのびる子どもを育てる

○めざす子どもの姿

- ★健康で安全な生活ができる、元気な子ども
- ★人を大切にし、友だちと仲良く遊ぶ子ども
- ★生命、自然や社会の事象に、興味や関心を持つ子ども
- ★自分の思いを言葉で伝え、友だちの話を聴ける子ども
- ★感動し、驚き、疑問を持ち、考え、表現できる子ども

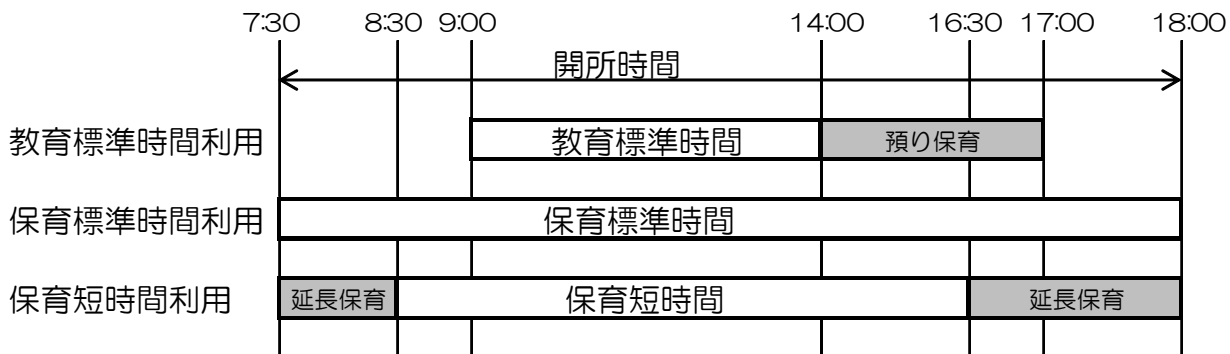


施設利用のご案内

	1号認定（教育標準時間認定）	2号・3号認定（保育認定）
定員 125名	30名	95名
入園資格	伊勢市に住所を有する満3歳から小学校に入学するまでの子ども。	伊勢市に住所を有する生後3ヶ月から小学校に入学するまでの保育を必要とする事由に該当する子ども。
認定 こども園 保育料	令和元年10月より 幼児教育・保育の無償化により0円 ※給食費・教材費は別途徴収 給食費月額 3,700円 教材費月額 400円	0～2歳児：保護者の市民税額による（非課税世帯は0円） 給食費は保育料に含みます 3～5歳児：幼児教育・保育の無償化により0円 給食費月額5,100円については園による実費徴収（一部免除あり）
利用時間	午前9時～午後2時（教育標準時間） ※午後5時までは預かり保育の利用が可能（2ページ参照）	午前7時30分～午後6時 （保育標準時間） 午前8時30分～午後4時30分 （保育短時間）
休園日	土曜日、日曜日、祝日 夏休み（7/21～8/31） 冬休み（12/24～1/7） 春休み（3/25～4/6）	日曜日、祝日 年末年始（12/29～1/3）

※各認定区分については、別紙「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請について」をご覧ください。 ※休園日は変更となる場合があります。

利用時間について



※保育短時間認定の方でも、ご家庭の状況等により、保育時間を延長できます。
(別途延長保育料が必要となります。)

預かり保育 (一時預かり事業)

1号認定(教育標準時間認定)のお子さまを、利用時間を延長してお預かりすることができます。
(別途預かり保育料が必要です)

- ・利用時間 午後2時～午後5時
- ・利用申込 原則利用の1週間前までに、しごとこども園へ申し出てください。
- ・実施日 教育標準時間の利用可能日
- ・利用料金 300円/日(上限4,500円/月)
※無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

休日の保育

2号・3号認定(保育認定)の方で、日曜日・祝日等に家庭で子どもの保育が困難な場合、保育所きらら館で休日保育を行っています。保育料は別途必要となります。

- ・実施場所 伊勢市立保育所きらら館(所在地:伊勢市常磐2丁目4番40号)
- ・保育時間 午前7時30分～午後6時
- ・利用申込 原則利用の1週間前までに、しごとこども園へ申し出てください。
- ・必要なもの 利用申込書、児童家庭状況申告書、母子手帳、印鑑

給食について

しごとこども園では、認定の区分に関係なく、全てのお子さまに給食を食べていただきます。給食は、子どもたちの心身が健全に発達するということが大きな目標になっています。

必要な栄養素をバランスよくとることができるように、主食はごはんを中心にパン・めんを、副食は主菜・副菜を組み合わせています。



また、近くの畑で子どもたちが野菜を育て、給食に取り入れるなど、体験を通じて食の楽しさも伝えています。

なお、食物アレルギーのある子どもも安心して給食を食べていただけるよう配慮していますので、入園前にご相談ください。

入園手続について

教育標準時間認定（1号認定）を利用希望の場合

①園に利用申し込み

②園を通じて利用のための認定を市に申請

③園を通じて市から認定証を交付
（1号認定）

④利用決定

保育認定（2号・3号認定）を利用希望の場合

①園に「保育の必要性」の認定を申請
※「③利用希望の申し込み」も同時にできます

②市から認定証を交付
（2号認定、3号認定）

③利用希望の申し込み

④園の状況により、市が利用を調整

⑤利用決定（園の状況によっては入園できない場合もあります）

入園の申し込み

○ 4月に入園をご希望の場合

次年度の入園は、例年9月から申込書等を配布し、10月に申し込みを受け付けています。

○手続きの場所

- ・しごうこども園
- ・後日、お子さまの面接を行います。

○ 4月以外の月に入園をご希望の場合

年度の途中であっても、定員に余裕があれば入園できます。

毎月15日（土・日祝日にあたる場合は、その直前の平日）で申し込みを締め切り、翌月1日付けで入園となります。

○手続きの場所

- ・しごうこども園（事前に園に連絡のうえ、お申し込みください。）
- ・お申し込みの際に面接も行いますので、お子さまとご一緒にお越しください。

○ 手続きに必要なもの

- ・支給認定申請書兼入所申込書（施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼特定教育・保育施設等入所（園）申込書）

（しごうこども園・市役所保育課・小俣総合支所教育総務課で配布しています）

- ・母子手帳
- ・印鑑
- ・保護者の個人番号カード

※個人番号カードをお持ちでない方は、個人番号通知カード（もしくは個人番号の確認できる住民票等）と運転免許証、パスポート等の顔写真付の身分証明書をお持ちください。保護者以外の方が代理で申請される場合、委任状、保護者の個人番号カード等と代理申請者の顔写真付の身分証明書が必要です。

公立1号認定利用者負担額(保育料)表 (参考)

児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)
(4月～8月分は前年度、9月～翌年3月分は当年度の市民税額で決定します。)		1号認定
1	生活保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立支援に関する法律による支援受給世帯	幼児教育・保育の無償化に伴い、利用者負担額は、0円になります。
2A	市民税所得割額が、非課税の母子世帯等 (※1)	
2B	市民税所得割額が、非課税の世帯	
3A	市民税所得割額が、77,101円未満の母子世帯等	
3B	市民税所得割額が、77,101円未満の世帯	
4	上記以外の世帯	

※2

※1 「母子世帯等」とは、下記のいずれかの世帯です。

- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条及び第31条の7に規定する配偶者のいない方で現に児童を扶養している世帯(母子及び父子世帯等)
- ・ 次の在宅障がい児(者)を有する世帯
 - ① 身体障害者手帳の交付を受けた方
 - ② 療育手帳の交付を受けた方
 - ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方
 - ④ 特別児童扶養手当の支給対象児
 - ⑤ 国民年金の障害基礎年金等の受給者

※2 きょうだいがいる場合の人数の考え方は以下のとおりとなります。

市民税所得割額が77,101円未満の世帯	お子さんの年齢にかかわらず、年齢の高いほうから1人目、2人目と数えます
市民税所得割額が77,101円以上の世帯	小学校3年生までの子を対象として、年齢の高いほうから1人目、2人目と数えます

幼児教育・保育の無償化に伴い、給食費(主食費・副食費)について市による実費徴収となりますが(しごうこども園のみ給食を実施しています)、以下の場合副食費が徴収免除となります。

市民税所得割額が77,101円未満の世帯	副食費は徴収免除となります。
市民税所得割額が77,101円以上の世帯	小学校3年生までの子を対象として、年齢の高いほうから3人目以降副食費は徴収免除されます。

※ 市民税所得割額については、調整控除以外の税額控除(住宅借入金等特別税額控除、配当所得控除、寄付金控除等)を適用する前の金額となります。

2号・3号認定利用者負担額(保育料)表 (参考)

児童の属する世帯の階層区分		きょうだい (※1)	利用者負担額(月額)			
			保育標準時間		保育短時間	
			3号認定 (0~2歳児)	2号認定 (3~5歳児)	3号認定 (0~2歳児)	2号認定 (3~5歳児)
1	生活保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援受給世帯	—	幼児教育・保育の無償化に伴い、利用者負担額は0円になります。		幼児教育・保育の無償化に伴い、利用者負担額は0円になります。	
2	市民税が非課税の母子世帯等 ※(3)	—				
3	市民税が非課税の世帯	—				
4A	市民税が均等割のみの世帯	1人目 2人目 3人目~	9,400 (4,700) 0	幼児教育・保育の無償化に伴い、利用者負担額は、0円になります。		9,300 (4,600) 0
4B	市民税が均等割のみの母子世帯等 ※(3)	1人目 2人目 3人目~	4,700 (0) 0			4,600 (0) 0
5A	市民税所得割が48,600円未満	1人目 2人目 3人目~	11,100 (5,500) 0			11,000 (5,500) 0
5B	市民税所得割が48,600円未満の母子世帯等 ※(3)	1人目 2人目 3人目~	5,500 (0) 0			5,500 (0) 0
6B	市民税所得割が48,600円~65,000円未満の母子世帯等 ※(3)	1人目 2人目 3人目~	6,400 (0) 0			6,300 (0) 0
7B	市民税所得割が65,000円~77,101円未満の母子世帯等 ※(3)	1人目 2人目 3人目~	9,000 (0) 0			8,800 (0) 0
6A	市民税所得割が48,600円~57,700円未満	1人目 2人目 3人目~	12,800 (6,400) 0			12,600 (6,300) 0
	市民税所得割が57,700円~65,000円未満					
7A	市民税所得割が65,000円~97,000円未満(市民税所得割が77,101円~97,000円未満の母子世帯等 ※(3)を含む)	1人目 2人目 3人目~	21,000 (10,500) 0			20,700 (10,300) 0
8	市民税所得割が97,000円~128,000円未満	1人目 2人目 3人目~	33,100 (16,500) 0			32,600 (16,300) 0
9	市民税所得割が128,000円~169,000円未満	1人目 2人目 3人目~	39,400 (19,700) 0			38,800 (19,400) 0
10	市民税所得割が169,000円~233,000円未満	1人目 2人目 3人目~	43,400 (21,700) 0			42,700 (21,300) 0
11	市民税所得割が233,000円~301,000円未満	1人目 2人目 3人目~	45,500 (22,700) 0			44,800 (22,400) 0
12	市民税所得割が301,000円~397,000円未満	1人目 2人目 3人目~	47,800 (23,900) 0	47,000 (23,500) 0		
13	市民税所得割が397,000円以上	1人目 2人目 3人目~	49,800 (24,900) 0	49,000 (24,500) 0		

※2

※1 きょうだいがいる場合の保育料の軽減についての人数の考え方は以下のとおりとなります。

母子世帯等 以外の世帯	市民税所得割額が57,700円未満の世帯	お子さんの年齢にかかわらず、年齢の高いほうから1人目、2人目と数えます。
	市民税所得割額が57,700円以上の世帯	小学校就学前までの子を対象として、年齢の高いほうから1人目、2人目と数えます。
母子世帯等	市民税所得割額が77,101円未満の世帯	お子さんの年齢にかかわらず、年齢の高いほうから1人目、2人目と数えます。
	市民税所得割額が77,101円以上の世帯	小学校就学前までの子を対象として、年齢の高いほうから1人目、2人目と数えます。

※保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所または児童発達支援、医療型児童発達支援、地域型保育事業、企業主導型保育事業を利用しているこどもについて該当します。

※2 幼児教育・保育の無償化に伴い、2号認定（3～5歳児）のお子さんの給食費（主食費・副食費）については施設による実費徴収となりますが、以下の場合副食費が徴収免除となります。

母子世帯等 以外の世帯	市民税所得割額が57,700円未満の世帯	副食費は徴収免除となります。
	市民税所得割額が57,700円以上の世帯	小学校就学前までの子を対象として、年齢の高いほうから3人目以降副食費は徴収免除されます。
母子世帯等	市民税所得割額が77,101円未満の世帯	副食費は徴収免除となります。
	市民税所得割額が77,101円以上の世帯	小学校就学前までの子を対象として、年齢の高いほうから3人目以降副食費は徴収免除となります。

※3 「母子世帯等」とは、下記のいずれかの世帯です。

- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条及び第31条の7に規定する配偶者のいない方で現に児童を扶養している世帯（母子及び父子世帯等）
- ・次の在宅障がい児（者）を有する世帯
 - ①身体障害者手帳の交付を受けた方
 - ②療育手帳の交付を受けた方
 - ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方
 - ④特別児童扶養手当の支給対象児
 - ⑤国民年金の障害基礎年金等の受給者

※ 市民税所得割額については、調整控除以外の税額控除（住宅借入金等特別税額控除、配当所得控除、寄付金控除等）を適用する前の金額となります。

※ 【祖父母の市民税合算について】

給与収入が父母合わせて年間103万円以下（営業所得等の場合は収入額から必要経費を差し引いた所得額が38万円以下）の場合、家計の主宰者である同居の祖父母の市民税額等を合算し、利用者負担額を算定する場合があります。前年分収入が103万円以下であっても、現地点での収入が103万円を超える見込みがあることが確認できる資料（給与明細等）があれば、父母のみで算定いたします。

※ 【認定区分について】

利用者負担額（保育料）の2号・3号認定区分は、4月1日の年齢で認定します。年度途中で教育・保育給付認定が3号から2号に切り替わっても利用者負担額の変更はありません。（3歳児から無償化の対象となります。）

しごうこども園の1日の過ごし方

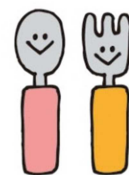
保育時間利用 (0歳児～2歳児)	時刻	保育時間利用 (3歳児～5歳児)	教育標準時間利用 (満3歳児～5歳児)
☆登園 ・順次登園する (短時間は8:30から) ・挨拶をする ・持ち物の片づけをする ☆遊ぶ ・好きな遊びをする ・異年齢の友達とふれあう ☆おやつ ☆遊ぶ ・先生や友達と遊ぶ ☆給食 ・みんなでいただく ・片づけをする ・歯磨きをする ☆午睡 ・昼寝をする 	7:30 8:30 9:00 10:00 11:30 14:00 14:30 15:00 15:30 18:00	☆登園 ・順次登園する (短時間は8:30から) ・先生や友達に挨拶をする ・持ち物の片づけをする ☆自ら進んでする活動 ・自分の好きな遊びを選んで遊ぶ ・先生や友達、異年齢の友達と遊ぶ ・片づけをする ☆クラス全体でする活動 ・クラスの友達と一緒に楽しく活動する (集団遊び、造形活動、音楽活動など) ・季節ならではの遊びをする ・自然とふれあう(園外保育) ☆給食 ・準備をする ・みんなでいただく ・片づけをする ・歯磨きをする ☆自ら進んでする活動 ・先生や友達と遊ぶ ・片づけをする 午睡については、必要に応じて対応します ☆クラス全体でする活動 ・絵本や紙芝居を見る ・手遊びや歌を歌う ・お知らせを聞く ☆おやつ ・おやつを食べる ☆ゆったりした時間 ・好きな遊びをする ・異年齢の友達と遊ぶ ☆降園準備 ・持ち物の片づけをする ・順次降園する (短時間は16:30まで)	☆登園 ・先生や友達に挨拶をする ・持ち物の片づけをする ☆降園準備 ・持ち物の片づけをする ☆降園 

★7:30 保育時間利用の子どもたちの登園が始まります。

★8:30 教育標準時間利用の子どもたちも登園します。

★9:00 みんないっしょに活動を始めます。

★お昼はみんなで給食をいただきます。



★14:00 教育標準時間利用の子どもたちは帰りの準備をします。

みんなで絵本や紙芝居、歌を歌い、明日のお知らせを聞いてさよならをします。

★教育標準時間利用の子どもたちがさよならした後、保育時間利用の子どもたちは、おやつを食べたり自由遊びをしてすごします。

★16:30～お迎えに来てもらってさよならをします。

3～5歳児のクラスでは、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいた教育・保育を行い、認定区分に関係なく共通の時間を同じ部屋で一緒にすごします。

主な部屋

○乳児室・1～5歳児各保育室・交流室・調理室・職員室・トイレ
子育て支援室・一時保育室・相談室など



乳児室『こねこ』



4歳児室『そう』



交流室『こあら』



調理室

しごう子育て支援センター『なないろ』



子育て支援室『なないろ』

核家族化による子育て家庭の孤立や育児不安の増大など、子育て家庭を取り巻く環境が変化している中、すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、親子が気軽につどい、交流できる『親子つどいの場』として子育て支援室なないろを開放するほか、子育て講座や子育て相談などを行います。

- 対象者 子育て家庭、子育て支援者
- 開設日 月・水・金曜日（祝日・年末年始・園の行事日を除く）
- 開設時間 午前10時～午後3時
- 事業内容
 - ★親子つどいの場の提供
 - ★子育て講座
 - ★子育て相談
 - ★園庭の開放
 - ★子育て支援情報の提供



- 愛称 いろいろな子どもや大人がいるように、子育てもそれぞれに違う色がある。虹の七色のようにみんなが輝き ひとりひとりの輝きをつなげる架け橋となる。そんな支援センターでありたいとの願いを込めて、しごうこども園子育て支援センターの愛称を「なないろ」としました。

一時保育



一時保育室『ぱんだ』

保護者が冠婚葬祭や急病のため一時的に家庭で保育できない場合や、育児疲れをリフレッシュするために、お子さまを一時的に保育します。

- 対象者 保護者が市内に住所を有し、利用月の初日に生後3ヶ月を経過している小学校就学前の子ども（保育所入所児童及び認定こども園入園児童（保育認定）を除く）
- 開設日 保育認定利用の開園日と同じ
※日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3）を除く日
- 時間 午前8時30分～午後4時30分
- 利用単位 午前半日・午後半日・全日
- 定員 15名
- 利用料



年齢	全日	半日	給食代
0・1・2歳児	2,500円	1,250円	250円
3歳児	1,800円	900円	
4・5歳児	1,600円	800円	

- 申込方法 下記QRコードをスキャンし、伊勢市LINE公式アカウントで伊勢市と友だちになります。メニュー画面の「子育て」⇒「一時保育予約」⇒「新規利用登録」、トーク画面の案内に従い、登録手続きを行ってください。受付完了後に「面接日時を予約してください」というメッセージが表示されます。利用前に面接・手続きが必要なため、園にお問い合わせください。



施設概要

- 所在地 伊勢市一宇田町 891 番地 1
- 敷地面積 4,243.54 m² (駐車場含む)
- 延べ面積 1,269.57 m² (自転車置場 4.41 m²を含む)
- 位置図

